

一般財団法人川崎市まちづくり公社競争入札執行状況の公表に関する要綱

平成10年12月1日要領第2号

最近改正 平成25年4月1日要綱第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人川崎市まちづくり公社（以下「公社」という。）が公社契約規則（平成4年財団法人川崎市まちづくり公社規則第1号）の規定に基づき締結する工事請負等の契約に係る競争入札執行状況等の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表対象入札等)

第2条 この要領に基づき公表する競争入札及び随意契約（以下「対象入札等」は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事請負の契約に係る入札予定価格が2,500,000円を超えるもの
- (2) 委託契約に係る入札予定価格が1,000,000円を超えるもの

(結果の公表)

第3条 対象入札等の結果の公表事項は、次のとおりとする。

- (1) 件名及び履行場所
- (2) 契約金額
- (3) 契約方法
- (4) 入札者及び入札者の各回の入札金額
- (5) 落札者
- (6) 予定価格及び最低制限価格
- (7) その他（契約番号等）

(競争入札状況表等の作成)

第4条 対象入札等に係わる事務を掌握する総務課長は、落札者決定後に前条に規定する公表事項を記載した入札等結果表（第1号様式）を作成しなければならない。

(公表の方法等)

第5条 公表の方法は、競争入札状況表等の閲覧及びインターネットによる公表方式によるものとする。

- 2 閲覧期間は、前条に規定する競争入札状況表等の作成日から当該入札が執行された年度の翌年度までとする。

(閲覧場所等)

第6条 閲覧場所は、総務部総務課とし、閲覧時間は、執務時間中とする。

(閲覧の手続)

第7条 競争入札状況表等の閲覧は、競争入札状況表等閲覧申込書（第2号様式）により行うものとする。

附 則（平成10年12月1日要領第2号）

この要領は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成13年7月13日要領第2号）

この要領は、平成13年7月13日から施行する。

附 則（平成13年7月27日要領4号）

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成15年7月29日要領第2号）

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日要綱第22号）

(施行期日)

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

第1号様式

指名競争入札状況表

【契約番号 ー 】

【入札日】 年 月 日

件名						
履行場所						
契約金額						
NO	業者名	落札	入札金額	入札金額	入札金額	入札金額
			最終入札	第1回目入札	第2回目入札	第3回目入札
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
予定価格(消費税相当額除く) :						
最低制限価格(消費税相当額を除く) :				落札率 :		

第2号様式

競争入札状況表等閲覧申込書

年 月 日

(あて先)

一般財団法人川崎市まちづくり公社
理事長

住 所

氏 名

次の競争入札状況表の閲覧を申込みます。

件 名